

「第4期下野市障がい者福祉計画(案)」パブリックコメントを実施します

市では、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指すため平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とした「第4期下野市障がい者福祉計画」の策定を進めています。

このたび「下野市障がい者福祉計画策定委員会」において本計画に係る意見・提言をいただき、原案がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

- 公表する資料
第4期下野市障がい者福祉計画(案)
- 資料の閲覧場所
市ホームページまたは次の場所
①総合政策課(国分寺庁舎)
②社会福祉課(石橋庁舎)
③市民課南河内窓口(南河内図書館2階)

※閲覧時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

意見の募集期間

2月2日(月)～23日(月)
※郵送、FAX、電子メール
直接持参のいずれの場合も
2月23日(月)午後5時15分まで

意見の提出方法

指定の「意見等記入用紙」に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。用紙は閲覧場所及び市ホームページ内にあります。

- ①郵送
〒329-0594
下野市石橋552番地4
下野市社会福祉課あて
- ②FAX(52)1137
- ③Eメール syakafukushi@city.shimotsuke.lg.jp
- ④直接持参
社会福祉課(石橋庁舎1階)
なお、ご意見をお寄せいただく際には氏名(※)、住所(※)、性別、電話番号を記載してください。
(※は必須とさせていただきます。明記のないものについては受け付けできません。)

問い合わせ先

社会福祉課
☎(52)1112

難病法等制定に伴う特定疾患患者福祉手当の手続きについて

市では、難病患者の方を対象に月額2,500円の手当を支給しています。特定疾患患者福祉手当は、申請のあった月から受給者証の有効期限の範囲までの分を9月・3月の年2回に分けて支給しています。

このたび、難病法(小児慢性特定疾病は児童福祉法の改正)が平成27年1月より施行され、特定疾病が56疾病から約110疾病(平成27年夏までに約300疾病となる予定)、小児慢性特定疾病が514疾病から約700疾病に拡大されました。また、従来までの特定疾患患者における登録者証制度が廃止され、これにより、左記の方は、特定疾患患者福祉手当の申請手続きが必要となります。

- ①従来の受給者証・受診券の有効期限の更新手続きを行った方
- ②新制度で新たに受給者証を交付された方
- ③従来まで特定疾患登録者証のみで手当を受給されていた方で登録者証から受給者証へ変更手続きされた方

新制度における特定疾病及び小児慢性特定疾病の詳しい内容は、左記栃木県のホームページにてご確認願います。

○特定疾病
URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/aratananbyou.html>

○小児慢性特定疾病
URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/syouman.html>

問い合わせ先
社会福祉課☎(52)1112

ふれあい館に指定管理者を導入します

下野市ふれあい館は、(株)道の駅しもつけが指定管理者として指定されました。指定管理期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

指定管理者の運営により、民間のもつ能力やノウハウを活用しつつ、道の駅との運動等を図り誘客に努め、より利用しやすい施設を目指します。市民のみなさまにはこれまで以上のご利用をお願いいたします。

問い合わせ先

社会福祉課☎(52)1112